

山陽学園短期大学学位規程

平成17年12月9日制定
平成27年3月19日改正
平成31年3月12日改正

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条および山陽学園短期大学学則(以下、学則という。)第25条第2項の規定に基づき、山陽学園短期大学(以下、本学という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

健康栄養学、こども育成学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第25条第2項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 短期大学の学位の授与は、学長が、教授会の意見を参考にして決定する。

- ② 学長は、前項の決定をしたときは、学位授与決定者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「山陽学園短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を参考にして当該学位を取り消すことができる。

- ② 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年3月19日から施行する。

附 則 この改正は、令和2年4月1日から施行する。(第2条関係)